

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3293号)

令和7年12月23日

横情審答申第3293号
令和7年12月23日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年2月8日医食品第1632号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定議員（特定会派）からの要求資料について」外2件の開示決定及び
「市内出張命令簿（令和5年度10月出張分）」外1件の一部開示決定に対する
審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表1に掲げる文書1から文書3までを開示とした決定は妥当である。また、文書4及び文書5を一部開示とした決定のうち、別表3に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年12月28日付で行った別表1に掲げる行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示決定（以下「処分1」という。）及び一部開示決定（以下「処分2」という。処分1及び処分2を総称して、以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関は、文書1から文書3までについては開示とし、文書4及び文書5については横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号及び第3号アに該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 文書の特定について

審査請求人は、文書1の黒塗り部分の開示を求めているように解されるが、当該文書は、黒塗り処理がされた状態で議員に提供した文書であり、本件処分で不開示とした部分はない。また、文書2及び文書3についても不開示とした部分はなく、本件審査請求文書の他に該当する文書は作成しておらず、保有していない。

(2) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 不開示部分のうち、用件及び出張先欄は、特定の個人を識別できないが、公にすることにより、特定の個人の権利利益が害されるおそれがあることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、不開示とした。
イ 不開示部分のうち、施設側対応者名及び取引先担当者の印影は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、不開

示とした。

(3) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 不開示部分のうち、文書記号、発信者、回答作成担当者名・所属・電話番号及び調査担当者名・所属は、特定施設を所管する関係保健所に関する情報であり、開示することにより、特定施設の特定につながる。これらの情報は、特定施設に対して食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政指導が行われたという事実であり、その事実によって、当該事業者に対する社会的信用が低下し、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、不開示とした。

イ 不開示部分のうち、営業者所在地、営業者名及び施設情報（施設所在地、施設名称、施設電話番号及び業種）は、特定施設に関する情報であり、開示することにより、食品衛生法に基づく行政指導が行われた事実が明らかとなり、その事実によって、当該事業者に対する社会的信用が低下し、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、不開示とした。

ウ 不開示部分のうち、使用水の情報、施設内装・機械・器具及び衛生管理方法（工程表・手順書の内容、異物混入対策及び掲示物の内容）は、特定施設の営業上のノウハウに関する情報であり、事業者独自の知識や技術が含まれるものであるため、開示することにより、当該事業者の優位性が失われ、正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、不開示とした。

エ 不開示部分のうち、商品名、商品の規格、営業者部門名、従業員数、施設の業種、仕入れ・出荷量、工程表・手順書の名称、仕入れ価格及び取引先情報（名称、所在地、業種、電話番号、コード及び伝票番号）は、事業者が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、事業運営上自ら開発した商品の情報及び自ら開拓し得た取引先に係る情報が明らかとなり、競争上不利益を被るなど当該事業者の事業活動が損なわれるおそれがあること、つまり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消し、全文を開示すること。

- (2) 行政機関の名前を隠すのは、権利の乱用である。行政指導が行われた事業者は、問題があった事実があり、行政指導が行われた時点で信用の損失は事実である。それを、行政機関名を明かすことにより社会的信用が落ちるとは、恣意的考え方であり「便宜提供」である。
- (3) 衛生管理許可を取っており、基準に適合している内容なら公開情報である。独自のノウハウがあるのなら特許を取っていると考えられるので、特許番号を記載すれば済む話である。それがないのであれば、営業上のノウハウに関するというのは横浜市のき弁である。
- (4) 商品名は、公開情報であり一般名称である。それを隠すのは、横浜市の恣意的判断であり、権利の乱用である。
- (5) 食品の数量に関しては、横浜市教育委員会から公開情報で数字が出ている。それを、企業秘密として開示していないので、企業から利益提供を受けていて、公開しないようにお願いされた疑惑がもたれる。
- (6) 疑念を持たれるやましい行為がないのなら、全文開示をして潔白を証明していくだきたい。

5 審査会の判断

- (1) 異物混入発生時の調査に係る事務について

異物混入を含む不良食品等が発生した場合は、探知した保健所が速やかに関係保健所に調査依頼を実施する。調査依頼を受けた保健所では、食品衛生法第28条に基づき当該施設の調査、措置等を実施する。また、調査を実施した保健所は、調査結果をまとめた調査報告書を作成し、依頼元の保健所に報告する。

- (2) 本件審査請求文書について

文書1は、実施機関が横浜市会議員へ提供した令和5年10月5日の中学校給食の異物混入事案（以下「本件事案」という。）の調査に係る資料である。

文書2から文書4までは、令和5年10月分の医療局食品衛生課職員の出張命令簿である。

文書5は、特定施設に係る調査報告書である。

当審査会において本件審査請求文書を見分し、不開示部分を別表2のとおり分類する。

- (3) 本件処分について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

食品への異物混入等に関する調査は年間約80件程度実施しているが、本件事案の

ような中学校給食への異物混入に伴う施設調査については、これまで実施したことがない。そのため社会的関心も高く、調査では原因の特定には至っていないことから、全ての関係施設は疑いがある施設ということになり、関係施設が明らかになると、その事業者があらぬ疑いにより風評被害を受けるおそれがある。

処分1については、文書1には文書が黒塗りされているように見える部分があるが、黒塗りした状態の文書が原本であるため、処分1の全ての文書について不開示とした部分はない。

処分2のうち文書5については、特定事業者は、食品衛生法のHACCPに沿った衛生管理として事業者自らが衛生管理計画や手順書等を作成し、実施し、記録をすることが義務付けられているが、作成する手順書等に様式や項目の定めはなく、どのような名称・項目で工程表や手順書等を作成するかは、事業者独自のものである。

(4) 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

ア 処分1について

当審査会で文書1を確認したところ、一部が黒塗りされている文書が対象文書であることが認められた。処分1に係る文書には不開示部分はなく、その全部が開示されており、処分1は妥当である。

イ 処分2について

(ア) 条例第7条第2項第1号の該当性について

a 条例第7条第2項第1号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものの」については開示しないことができると規定している。

ただし、同号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことが

できる個人に関する情報から除くことを規定している。

- b 不開示部分 1 には特定職員の職務外の出張用件及び出張先が記載されている。本件においては、当該職員の氏名が開示されており、これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
- c 不開示部分 2 には施設側対応者名及び取引先担当者の印影が記載されている。これらは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(イ) 条例第 7 条第 2 項第 3 号アの該当性について

- a 条例第 7 条第 2 項第 3 号は、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができると規定している。
- b 不開示部分 3 には事業者・施設の名称、所在地、電話番号等に関する情報が、不開示部分 4 には関係保健所名、担当者名、電話番号等の関係保健所を特定する情報が記載されている。実施機関の説明から、本件事案の調査はこれまでに例がなく、事案の内容からも社会的関心が高いこと、そして調査によって原因となる施設が特定されていないという状況からすれば、これらの情報が明らかになると調査対象の施設が特定され、その事業者があたかも本件事案を起こしたかのような風評被害を受けるおそれがあると認められ、本号アに該当する。
- c 不開示部分 5 には商品名、商品の規格、仕入れ・出荷量、仕入れ価格等の商品に関する情報が、不開示部分 6 には取引先の事業者名、社判、所在地、電話番号等に関する取引先情報が記載されている。このうち別表 3 に掲げる部分は商品名や規格であり、異物混入があった食材は公にされており、その規格については給食の献立で指定されている規格であるため、それらが開示されることで当該事業者の事業活動が損なわれるとは認められず、開示すべきである。その余の部分については、事業者が事業活動を行う上で内部管理情報であり、これらの情報が明らかになると、競争上の不利益を被るなど

事業活動が損なわれるおそれがあると認められ、本号アに該当する。

d 不開示部分 7 には使用水の情報、手順書等の衛生管理についての情報、施設の内装、機械及び器具の写真等が記載されている。このうち別表 3 に掲げる部分は、関係保健所が記載した帳簿名であり事業者独自の帳簿名ではないため、開示することで事業者の権利利益を損なうものではなく、また事業者が特定されることで事業活動が損なわれるおそれがあるとは認められず、開示すべきである。その余の部分については、事業者が事業活動を行う上での中間管理情報であり、開示することにより競争上の不利益を被るなど事業活動が損なわれるおそれがあると認められ、本号アに該当する。

- (5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。
- (6) 以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書のうち文書 1 から文書 3 までを開示とした決定は妥当である。また、文書 4 及び文書 5 を一部開示とした決定のうち、別表 3 に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

別表 1

対象文書名	対象文書	対象処分
文書 1	特定議員（特定会派）からの要求資料について	処分 1
文書 2	市内出張命令簿（令和 5 年度 10 月出張分）	処分 1
文書 3	市外出張命令簿（令和 5 年度 10 月出張分）	処分 1
文書 4	市内出張命令簿（令和 5 年度 10 月出張分）	処分 2
文書 5	異物混入に係る調査結果について（回答）	処分 2

別表 2

不開示部分名	不開示部分	対象文書名
不開示部分 1	特定職員の出張に関する情報	文書 4
不開示部分 2	特定の個人に関する情報	文書 5
不開示部分 3	事業者及び施設に関する情報	文書 5
不開示部分 4	関係保健所に関する情報	文書 5
不開示部分 5	商品に関する情報	文書 5
不開示部分 6	取引先情報	文書 5
不開示部分 7	施設設備、衛生管理方法等の情報	文書 5

別表3

不開示部分名	開示部分	対象文書名
不開示部分5	2頁目不開示部分13行目の全て、3頁目不開示部分3行目及び6行目の全て、6頁目不開示部分5行目の全て、9頁目品名欄不開示部分の全て	文書5
不開示部分7	17頁目不開示部分1行目の全て	文書5

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和6年2月8日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和7年10月28日 (第16回第五部会)	・審議
令和7年11月18日 (第17回第五部会)	・審議